

知っておきたい基礎知識

●労働関係法令等の順守

労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

(参考) 厚生労働省「外国人雇用はルールを守って適正に」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261967.pdf>



●やさしい日本語

外国人に日本語で情報を伝えたいときは、難しい言葉を簡単な言葉に言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語を使うことを心がけましょう。

(参考) 出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



考えてみよう

外国人材受入れのメリット

●国籍に関係なく優秀な人材の確保

日本で働くことを目指す外国人は、語学力やコミュニケーション能力に加え、学ぶことへの意欲が高い人も多く、貴重な戦力となります。

●従業員の意識改革

日本人と異なる視点を持った外国人材と共に働くことで、一緒に働く日本人も新しい気づきや刺激を与えられ、行動の変化が期待できます。

Check 農業分野における特定技能外国人材受入れの優良事例(一般社団法人 全国農業会議所)

実際の雇用契約や支援内容、外国人材を受け入れた効果、特定技能外国人の声など掲載されています。

<https://asat-nca.jp/casestudy>



もっと詳しく知りたい方へ

各分野で異なる点もありますので、詳細は各省庁のHPをご覧ください。

●法務省出入国在留管理庁

入国・在留手続きについて

<https://www.moj.go.jp/isa/>



●農林水産省

農業分野における外国人材の受入れについて

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/index.html>



●林野庁

林業分野における外国人材の受入れについて

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>



木材産業における外国人材の受入れについて

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>



●水産庁

漁業分野における外国人材の受入れについて

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/index.html>



岡山県では、岡山県外国人材等支援推進条例を制定し外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県を目指した取組を進めています。

外国人材を受け入れるにはどうすればいいのかな

どんな準備が必要なんだろう



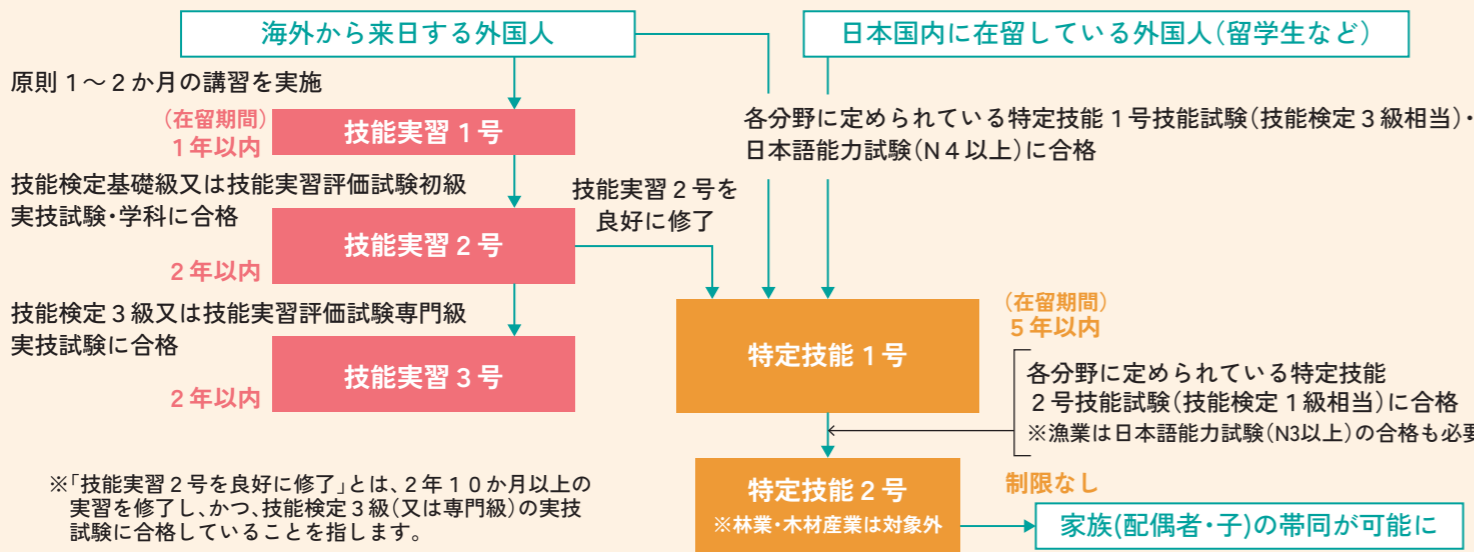
©岡山県「ももっち」

「在留資格」ってなに？

在留資格は外国人が日本に在留するために必要な資格で、出入国在留管理庁が付与します。外国人材を雇用する際は、就労可能な在留資格であるか、仕事内容が在留資格で認められる範囲内の活動であるかの確認が必要です。

農林水産分野で就労可能な在留資格例

	技能実習	特定技能
目的	実習 ▶開発途上地域等への技能、技術、知識の移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に寄与すること	就労 ▶人材確保が困難な特定の分野において、一定の専門性と技能を有した外国人材を受け入れること
滞在期間	最長5年	特定技能1号:通算で5年まで 特定技能2号:上限なし ※林業・木材産業は特定技能1号のみ対象
従事可能な業務の範囲	【農業・林業関係(3職種7作業)】 耕種農業:施設園芸、畑作・野菜、果樹 畜産農業:養豚、養鶏、酪農 林業:育林・素材生産作業 【漁業関係(2職種10作業)】 漁船漁業:かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業 ほか 養殖業:ほたてがい・まがき養殖作業 【その他(1職種1作業)】 木材加工:機械製材 ※製造・加工作業については、上記以外の食品製造業務の職種・作業で実習可能なものがあります	・耕種農業全般(栽培管理/農産物の集出荷/選別等) ・畜産農業全般(飼養管理/畜産物の集出荷/選別等) ・林業(育林/素材生産/育苗/原木生産を含む製炭作業) ・漁業全般(漁具の製作・補修/水産動植物の探索/漁業機械の操作等) ・養殖業全般(養殖資材の製作・補修・管理/養殖水産動植物の育成管理等) ・木材産業(木材・木製品の製造・加工)
水準	なし	一定の専門性・技能が必要 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、特定技能1号は技能実習2号を良好に修了した者に限り試験を免除
日本語能力	不問	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本 ※試験等により確認。ただし、特定技能1号は技能実習2号を良好に修了した者に限り試験を免除
雇用主	農業者、林業者、漁業者等(実習実施者) ※主に許可を受けた監理団体を通じて採用	農業者、林業者、漁業者等 ※直接雇用または派遣事業者による労働者派遣 ※派遣は農業分野・漁業分野のみ可能
転籍	原則不可 ※技能実習は令和9年4月から新しい在留資格「育成就労」にかわります	同一の業務区分内において転職可能

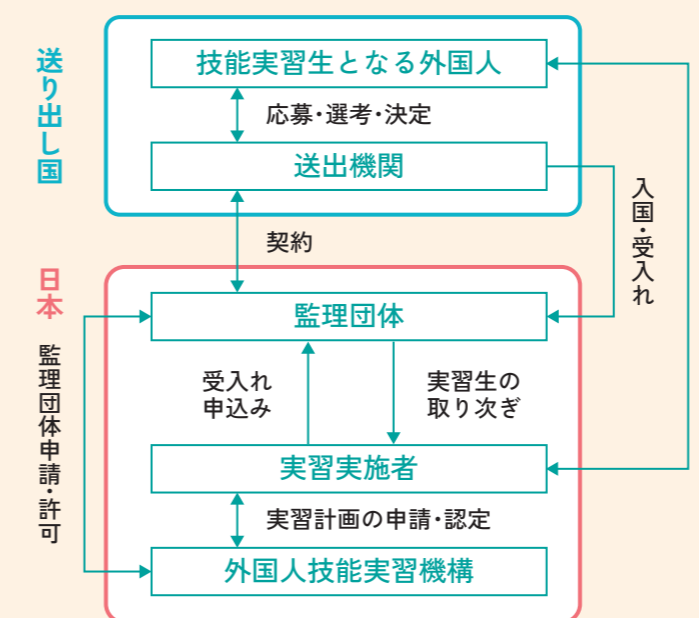


外国人材受入れのおおまかな流れ

「技能実習」と「特定技能」について、外国人材を受け入れる際の主な手続きなどを紹介します。

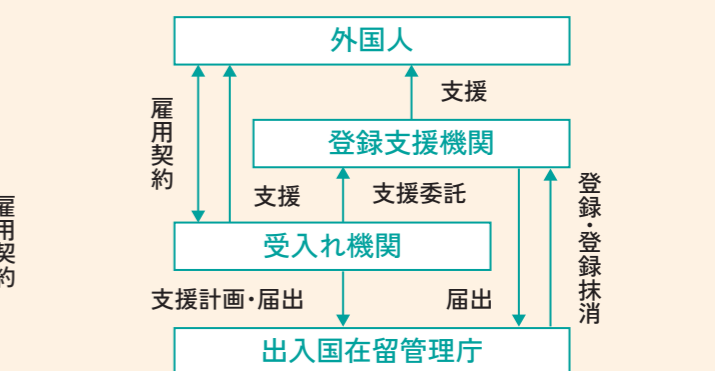
技能実習 特定技能

- ①監理団体へ受入れ申込み(団体監理型の場合)**
実習実施者は、監理団体へ受入れ希望条件等を伝え、申込みを行います。監理団体から送り出し機関へ求人依頼を依頼し、送り出し機関による実習生候補の選考が行われ、面接等を経て実習生を決定します。
▶監理団体(事業協同組合等)
雇用関係の成立のあっせん、実習実施者に対する指導・監督、技能実習生の相談対応などを行う団体
- ②雇用契約の締結(外国人⇄受入れ機関)**
実習内容、労働時間、賃金(日本人と同等以上)などの労働条件について、基準を満たす内容を定める必要があります。
- ③技能実習計画の作成・申請**
実習実施者は、監理団体の指導の下、技能実習生が技能実習1号から3号までの各段階ごとに技能等の修得・習熟が図れるよう、実習計画を作成し、外国人技能実習機構へ申請を行い、認定を受けます。当該計画に基づいて技能実習を実施しなければなりません。
- ④地方出入国在留管理局への申請**
実習生は在留資格認定証明書の交付申請を行い、証明書の交付を受けます。(監理団体が代理で申請) 交付後、母国にて入国に必要なビザ(査証)申請も必要です。
- ⑤技能実習生の受入れ**
実習開始後、遅滞なく、外国人技能実習機構へ届出が必要です。(受入れが初めての場合のみ)



※実習計画の適正な実施及び実習生の保護の観点から、実習実施者は各事業所に実習責任者、実習指導員、生活指導員を配置する必要があります。実習責任者になるには、予め国が定める養成講習の受講が必要です。
※耕種農業職種は、技能実習計画書の提出時に「営農証明書」等の提示が必要です。
※林業職種の実習実施者は、県知事の認定を受ける必要があるなど、独自の上乗せ要件があります。

- ①採用活動**
受入れ機関は、受入れ実績のある協同組合やハローワーク、民間の職業紹介所等を活用し採用活動を行います。
- ②雇用契約の締結(外国人⇄受入れ機関)**
業務内容、労働時間、賃金(日本人と同等以上)などの労働条件について、基準を満たす内容を定める必要があります。
※派遣形態の場合は、労働者派遣契約を締結
- ③支援計画の作成**
受入れ機関は、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画(1号特定技能外国人支援計画)を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。
支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。
▶登録支援機関(個人または団体)
受入れ主体からの委託を受けて外国人に住居の確保その他の支援を行う機関
- ④地方出入国在留管理局への申請**
・外国人材が国内在留中の場合
在留資格変更の許可申請(原則本人申請)
・外国人材が海外から来日する場合
在留資格認定証明書の交付申請(受入れ機関が代理) 入国に必要なビザ(査証)申請も必要です。
- ⑤受入れ機関での就労開始**
受入れ後も出入国在留管理庁へ活動状況や支援実施状況に関する届出が必要です。



※受入れ機関は、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置する協議会の構成員になり、協議会の活動に協力することが求められます。
※林業分野の協議会加入要件は労働安全衛生に関する独自の上乗せ要件があります。

